防災庁基本理念・行動原則

防災庁

【防災庁ミッション】

国難級の大規模災害においても国民の生命・身体・財産を守り抜くため、**災害対応の「司令塔」**として我が国の防災体制を強化し、**世界一の防災大国**を目指す。

【防災庁基本理念】

「防災庁ミッション」の実現のため、以下の基本理念に従い、防災立国の実現に向けた施策を推進する。

- ✓ 平時からの**事前防災を推進**し、自然災害に対する予防力・対応力を強化する。
- ✓ **発災時**には、**国民の生命・人権の保護を最優先**に、被害の最小化を図る。
- ✓ **発災後**は、国家・社会の機能を維持することにより、**早期の復旧とより良い復興**を成し遂げる。
- ✓ **過去の経験・教訓を継承し、未来へ備える**とともに、**経済成長や世界の防災対策に貢献する「攻めの防災庁」**も目指す。

【防災庁行動原則】

職員一人ひとりが以下の行動原則に従い行動し、魅力と誇りある働きやすい職場を作り上げる。

１）人命・人権最優先の行動

日頃から国難級の大規模災害をはじめ、あらゆる事態を想定した事前準備を進めるとともに、災害発生時には最悪の事態も念頭に現場目線・被災者目線を徹底し、スピード感ときめ細やかさをあわせもって行動するなど、人命・人権最優先で行動する。

２）俯瞰的・横断的に物事を捉える

多様な主体との人材交流等を通じ、「司令塔」に必要な俯瞰的・横断的目線を養うことで、分野横断的な課題や各主体の役割の狭間にある課題、対応の抜け・漏れを発見し、その解消に向けて取り組む。

３）あらゆる関係者をつなぐ

関係府省庁、地方公共団体、民間企業、NPO・NGO、大学など産官学民の総力を結集し、社会全体の災害対応力を高め、国難級の大規模災害に備える。

４）戦略的な情報発信

事前防災・発災時・発災後の各段階において国民の命とくらしを守るのに必要な情報を積極的・効果的に発信する。

５）絶え間ない専門性の向上

過去の災害の経験・教訓や最新の知見・技術に学び、また新技術を創出し、徹底的に使いこなすなど、自らを磨くことを通じ、専門性を高める。